

日本農林規格の改正について

「合板」

平成25年8月28日

農林物資規格調査会 殿

農林水産大臣 林 芳正



日本農林規格の制定等について（諮問）

下記1に掲げる日本農林規格の制定、下記2から5までに掲げる日本農林規格の改正並びに下記6及び7に掲げる日本農林規格の確認を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第5項（同法第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 直交集成板の日本農林規格
- 2 乾燥スープの日本農林規格（昭和50年5月30日農林省告示第602号）
- 3 ドレッシングの日本農林規格（昭和50年10月4日農林省告示第955号）
- 4 醸造酢の日本農林規格（昭和54年6月8日農林水産省告示第801号）
- ⑤ 合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）
- 6 生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）
- 7 生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成16年6月25日農林水産省告示第1219号）

合板の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 25 年 9 月 4 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条の規定及び「JAS 規格の制定・見直しの基準」（平成 24 年 2 月 24 日農林物資規格調査会決定）に基づき、合板の日本農林規格（平成 15 年 2 月 27 日農林水産省告示第 233 号）について、標準規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

合板の日本農林規格について、現在の製造・流通の実情等を踏まえ、

- （１）表面又は裏面に木材質特有の美観を表すことを主たる目的とした単板を貼付した「化粧ばり構造用合板」について新たに規定する
 - （２）天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の側面加工を施したものを定義に追加する
 - （３）普通合板等の難燃処理及び防災処理についての規定を削除する
 - （４）普通合板の材面の品質を緩和した等級区分を新設する
 - （５）含水率試験等の方法を見直す
- 等の改正を行う。

合板の日本農林規格に係る規格調査の概要

1 品質の現況

(1) 合板の流通実態

合板は、建築物の壁、床下地等に使用されているほか、家具、建具、看板、乗り物、玩具等、広範囲な用途向けに流通している。

(2) J A S 規格の基準

合板の J A S 規格には、普通合板、コンクリート型枠用合板、構造用合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板の 5 規格があり、それぞれ用途に合わせた性能を担保するため、材面の品質、接着の程度、曲げ性能、表面性能及びホルムアルデヒド放散量等について規定している。

(3) 品質の実態

市場に流通している製品の品質状況を確認するため、J A S 格付品（以下「J A S 品」という。）及び J A S 格付品以外のもの（以下「非 J A S 品」という。）について、J A S 規格で定める接着の程度、含水率、曲げ剛性、板面の品質及びホルムアルデヒド放散量等の調査を行った。その結果は次のとおり。

ア 普通合板

20件（うち非 J A S 品 1 件）を調査したところ、J A S 品 19 件については、表裏単板に南洋産広葉樹を用いたものが 14 件、シナを用いたものが 3 件、ポプラを用いたものが 2 件で、特に南洋産の広葉樹については、多様な樹種が使用されていた。接着の程度の品質は 1 類が 7 件、2 類が 12 件、板面の等級は 1 等が 9 件、2 等が 10 件であり、ホルムアルデヒド放散量の表示は 19 件全てが F ☆☆☆☆で、いずれも基準を満たしていた。

非 J A S 品は、接着の程度で 2 類浸せきはく離試験におけるはく離長さが大きく、心重なりで基準値の 3 個を超える重なりがあり、寸法で長さの表示の基準を満たしていなかった。

イ コンクリート型枠用合板

20件（うち非 J A S 品 2 件）を調査したところ、J A S 品 18 件については、板面の品質は A－B が 1 件、B－C が 11 件、塗装－C が 6 件であり、ホルムアルデヒド放散量が表示されていたのは 2 件（F ☆☆☆及び F ☆）で、いずれも基準を満たしていた。

非 J A S 品は、接着の程度で 1 類スチーミング処理試験におけるせん断強さの基準値に満たないものや、曲げ剛性で曲げヤング係数の基準値に満たない製品があったほか、板面の品質で塗装を施した板面に塗装処理が不十分かつ塗装後に付着したゴミや傷があるものや、辺の曲がり度で基準値を超える曲がりの製品が見られた。更に寸法では、幅及び長さで表示の基準を満たして

いないものがあった。

ウ 構造用合板

20件（うち非 J A S 品 1 件）を調査したところ、J A S 品 19 件については、等級は 1 級が 1 件、2 級が 18 件で、板面の品質は B－C が 7 件、C－D が 12 件であり、ホルムアルデヒド放散量の表示は 19 件全てが F ☆☆☆☆で、いずれも基準を満たしていた。

非 J A S 品については、接着の程度で 1 類スチーミング処理試験におけるせん断強さの基準値を満たしておらず、板面の品質においても基準を満たしていなかった。更に寸法では幅及び長さで表示の基準を満たしていなかった。

なお、含水率、曲げ性能、構成単板、側面及び木口面の仕上げについては、基準を満たしていた。

エ 天然木化粧合板

20件（うち非 J A S 品 6 件）を調査したところ、J A S 品 14 件については、化粧単板にタモを用いたものが 6 件、オークを用いたものが 4 件、スギ、セン、ケヤキ及びゴムノキを用いたもの各 1 件と多様であった。また接着の程度の品質は 14 件全てが 2 類であり、ホルムアルデヒド放散量の表示は 14 件全てが F ☆☆☆☆で、いずれも基準を満たしていた。

非 J A S 品については、寸法について長さで表示の基準を満たしていないものがあった。なお、接着の程度、含水率、温度変化に対する耐候性、ホルムアルデヒド放散量、板面の品質、側面及び木口面の仕上げについては、基準を満たしていた。

オ 特殊加工化粧合板

20件（うち非 J A S 品 4 件）を調査したところ、J A S 品 16 件については、表面加工の方法にポリエステル樹脂を用いたものが 9 件、プリントを用いたものが 6 件、塩化ビニールシートを用いたものが 1 件であった。また、接着の程度の品質は 1 類が 1 件、2 類が 15 件であり、ホルムアルデヒド放散量の表示は 16 件全てが F ☆☆☆☆で、いずれも基準を満たしていた。

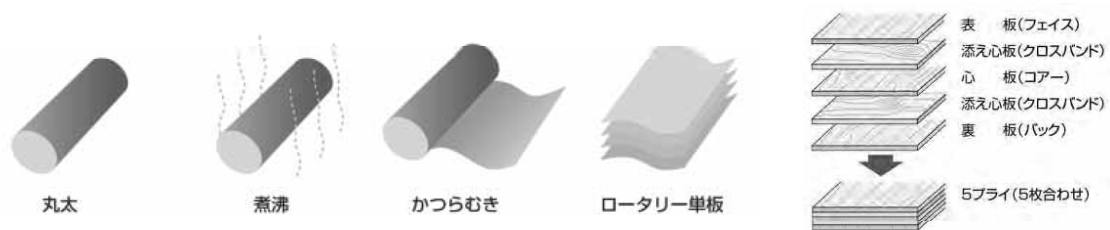
非 J A S 品については、ホルムアルデヒド放散量の表示は 4 件全てが F ☆☆☆☆であったものの、1 件で F ☆☆☆☆の基準値を超えていた。また、退色試験で人工光により化粧された製品の変色が見られた。

2 生産の現況

（1）生産の状況

① 生産方法

合板は、ロータリーレース又はスライサーにより切削した単板を、乾燥及び選別し、その繊維方向を互いにほぼ直角に接着して製造する。



② 生産量

平成23年の国内生産量は、2,486千 m^3 で、平成18年に比べ約25%減少している。また、輸入量は、3,103千 m^3 で、平成18年に比べ30%弱減少している。

表1 合板の国内生産量及び輸入量の推移（単位：千 m^3 ）

年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23
国内生産量	3,314	3,073	2,586	2,287	2,645	2,486
輸入量	4,301	3,430	3,063	2,460	2,653	3,103
合計	7,615	6,503	5,649	4,747	5,298	5,589
対前年比(%)	—	85.4	86.9	84.0	111.6	105.5

出典：木材需給と木材工業の現況（平成23年版）

（2）格付の状況

平成23年末現在、合板の認定製造業者数は国内外合わせて274事業者（以下「者」という。）であり、格付数量は表2のとおりであった。

なお、格付率は、国内生産量及び輸入量（表1）と格付数量（表2）の統計上の集計時期が異なることから算出していないが、格付数量（平成23年度）÷（国内生産量＋輸入量）（平成23年次）＝86%となり、国内流通品の大半がJAS品となっている。

表2 格付量の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
格付量(千 m^3)	5,687	4,701	4,273	3,979	4,776	4,830

出典：農林水産省（消費・安全局表示・規格課）調べ。

（3）規格の利用状況

合板の日本農林規格は、建築物の構造用部材、コンクリート型枠用、天井板等を製造するための基準として利用されている。

3 取引の現況

（1）取引の状況

製品は、製造業者と住宅建設メーカー等の相対による取引、商社等の流通業者を通じて取引が行われるほか、ホームセンター等において販売されている。

(2) 規格の利用状況

合板の日本農林規格は、建築基準法関連の告示等に引用等されている。

① 建築基準法関連

- ・「建築基準法施行令第46条第項表1(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件」(昭和56年6月1日建設省告示第1100号)
- ・「準耐火構造の住宅の耐久性に係る基準について」(平成5年6月25日住建発第93号)
- ・「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成12年5月31日国土交通省告示第1446号)
- ・「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」(平成13年10月15日国土交通省告示第1540号)
- ・「丸太組工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」(平成14年5月15日国土交通省告示第411号)
- ・「第1種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件」(平成14年12月26日国土交通省告示第1113号)
- ・「第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件」(平成14年12月26日国土交通省告示第1114号)
- ・「第3種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件」(平成14年12月26日国土交通省告示第1115号)

② 住宅の品質確保の促進等に関する法律関連

- ・「評価方法基準」(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号)

③ その他建築関連

- ・「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省)
- ・「木造建築工事標準仕様書」(国土交通省)
- ・「木造計画・設計基準及び同資料」(国土交通省)
- ・「木造住宅工事仕様書」(住宅金融支援機構)

④ 消防法関連

- ・「消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示を指定する件」(平成17年4月28日消防庁告示第5号)

⑤ 工業標準化法関連(以下の規格の他、多数の規格で引用されている。)

- ・JIS A3304「組立仮設建築物の構造設計標準」

- ・ JIS A6504 「建築用構成材（木質壁パネル）」
- ・ JIS A6506 「建築用構成材（木質床パネル）」
- ・ JIS A6509 「建築用構成材（木質屋根パネル）」
- ・ JIS S1061 「家庭用学習机」
- ・ JIS S1062 「家庭用学習いす」
- ・ JIS S1102 「住宅用普通ベッド」

4 使用又は消費の現況

合板の使用は広範囲に、また多岐にわたっており、建築物の壁、床下地、天井板、内装材等に使用されているほか、コンクリート型枠、家具、建具、看板、乗り物、玩具等、日常生活の至るところで見受けられ、生活に密着した基礎資材となっている。

5 将来の見通し

合板の需給の動向は、住宅着工戸数によるところが大きい。今後、住宅着工戸数が大きく増加することは見込めないが、平成22年10月に「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、合板の利用についても増加が見込まれる状況にあることから、国内流通量は横ばい又はやや増加傾向になると推測され、また、格付量についても同様の傾向になると推測される。

6 国際的な規格の動向

国際的な規格である I S O 規格において、合板に関する規格が制定されている。

- ・ ISO1096 (1999) Plywood - Classification
- ・ ISO1954 (1999) Plywood - Tolerances on dimensions
- ・ ISO2074 (2007) Plywood - Vocabulary
- ・ ISO2426-1 (2000) Plywood - Classification by surface appearance - Part 1: General
- ・ ISO2426-2 (2000) Plywood - Classification by surface appearance - Part 2: Hardwood
- ・ ISO2426-3 (2000) Plywood - Classification by surface appearance - Part 3: Softwood
- ・ ISO12465 (2007) Plywood - Specifications
- ・ ISO12466-1 (2007) Plywood - Bonding quality - Part 1: Test methods
- ・ ISO12466-2 (2007) Plywood - Bonding quality - Part 2: Requirements

7 その他

アンケート調査及びヒアリング調査において、次の要望があった。

- ・ 化粧ばり構造用合板の新設
- ・ 構造用合板の板面の品質の基準の見直し

合板の日本農林規格の改正案の概要

1 規格の位置付け

合板の日本農林規格は、建築その他一般の用に供される合板に適用され、建築基準法等に引用されているほか、業者間の取引基準として使用されており、「標準規格」として位置づけられる。

2 改正案の概要

(1) 化粧ばり構造用合板の新設（第2条、7条関係）

表面又は裏面に木材質特有の美観を表すことを目的とした構造用合板の需要に対応するため。

(2) 天然木化粧合板及び特殊加工合板の定義の見直し（第2条関係）

側面加工を施したものを追加するため。

(3) 普通合板等の難燃処理及び防炎処理についての規定の削除（第4条、第8条、第9条、別記）

難燃処理及び防炎処理を施した普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の需要がないため。

(4) 普通合板の材面の品質の規定の見直し（第4条関係）

普通合板の表面に使用される材面の品質の多様化に対応するため、材面の品質を緩和した等級区分を新設。

(5) 含水率試験等の見直し（別記関係）

含水率試験、ホルムアルデヒド放散量試験、磨耗試験等の測定方法を詳細に規定。